

〔調査報告〕

第 10 回国際司法教育会議報告

南 野 佳 代

1. はじめに

本稿は 2022 年 10 月 30 日 日曜日 から 11 月 3 日 木曜日 にかけて、カナダの首都 オタワ において開催された第 10 回国際司法教育会議 (International Conference on Judicial Training) の報告である⁽¹⁾。

国際司法教育会議は、国際司法教育機関 (International Organization for Judicial Training; 以下 IOJT とする。) が、2 年に一度開催する国際会議であり、各国の司法研修所や最高裁判所の代表者、および、裁判官と司法教育の実施責任者や研究者 (必ずしも法曹ではない) が参加し、司法教育のあり方の議論や、各国が実施している司法教育の内容と方法、その効果などが、参加型のセッションを主とした方式で共有される。

IOJT は、2002 年に設立され、世界の司法教育機関 (日本では司法研修所である。以下では、国によって名称は異なるが、特に必要な場合を除き、研修所とする。) の実務を支え、法の支配を推進することを目的としている。⁽²⁾ 各国・地域の 141 の司法研修所・組織が会員であり⁽³⁾、相互に学びあ

(1) この国際会議へは、科学研究費補助金による研究「多様な立場での法的実践能力を高めるジェンダー法学教育方法の開発に向けた研究」課題番号 20K01433 (基盤研究 (C) 研究代表者: 澤敬子) の一環として高度法学専門教育の方法についての調査を行うことを目的として参加・調査した。教育方法やその成果としての行動変容の諸条件につき興味深い知見をえた。それらについては別稿を期したい。

(2) <https://www.iojt.org/about-us> 2022 年 12 月 20 日最終アクセス

(3) <https://www.iojt.org/members>

最終アクセス時点で 141 の司法研修にかかわる組織が会員である。2022 年 12 月 20 日

い、司法教育の革新的アプローチを共有し、司法教育関係者の強固なネットワーク構築を目的とする国際組織である⁽⁴⁾。裁判官と司法教育者が、カリキュラム、教育力開発、教授方法などについて議論する機会を提供することによって目的を達成する。その機会の最大のものが、2007年以降、2年に一度開催されてきた国際会議である⁽⁵⁾。

IOJT が公開している来歴についての資料によると、裁判官に対する専門研修においては、組織の対応は第二次大戦後に初めてなされた⁽⁶⁾。それまでは、裁判官はいわば「法を語る口」であるという伝統的な裁判官像の下で、裁判官は全て知っているのだから、裁判官に就任すればそれ以上の研修は不要であると考えられていた。しかしその後、裁判官は他の高度専門職と同じように、高い倫理性をもち、最善の実務のために絶えず技術を磨くべきであると考えられるようになり、継続的研修が必要とされるようになった。国や地域で法系や法制度が異なっているにもかかわらず、プロフェッションとしての裁判官には共通項があることが明らかとなった⁽⁷⁾ことが、この組織の前提である。

筆者が参加することができた会議においては、英米法圏、大陸法圏、先進国、発展途上国を問わず、多様な国の代表が参加し、その年ごとの全体テーマについて問題意識を共有するプレナリーと関連セッション、およびその他の多種多様なテーマを扱うセッションが提供されている。この組織の基本的考え方は、法の支配を貫徹するための基盤としての司法への市民の信頼確保

最終アクセス

- (4) https://www.iojt.org/_data/assets/pdf_file/0014/6143/iojt-background.pdf 1頁
2022年12月20日最終アクセス
- (5) 2002年イスラエルのテルアビブで設立会議、2004年カナダのオタワ、2007年スペインのバルセロナ、2009年オーストラリアのシドニー、2011年フランスのボルドー、2013年米国のワシントンD.C.、2015年ブラジルのレシフ、2017年フィリピンのマニラ、2019年南アフリカのケープタウン、covid-19パンデミックのため一年延期されて2022年カナダのオタワで開催されている。<https://www.iojt.org/conferences/past-conferences> 2022年12月20日最終アクセス
筆者は、第4回、第6回、第8回、第10回に参加・調査し、各国司法研修所、裁判官、司法教育者と交流してきた。
- (6) 前出注(2)、1頁
- (7) 同上

は、裁判官への市民の信頼によるのであり、そのためには裁判官の研修による不断の「更新」が欠かせないというものである。司法への市民の信頼確保については、裁判への苦情申立制度があること、裁判官に適切な実務的支援⁽⁸⁾があること、それらが透明性のある手続で行われ、内容については公開性があること、それらによって司法が説明責任を果たすことが重要とされている。⁽⁹⁾

2017年の第8回国際司法教育会議は、フィリピン最高裁判所と研修所が開催しマニラのホテルをメイン会場、郊外の景勝地にある研修所をサブ会場として開催された。その総会（11月8日）において、「司法教育原則に関する宣言」（Declaration of Judicial Training Principles）⁽¹⁰⁾が採択された。これは、フランスの法官学校（Ecole Nationale de la Magistrature）との協働で作成されたものであり、上述のように、法系や国にかかわらず共通の、普遍的な原則である。この総会で日本の司法研修所は正式加盟を承認された。フィリピン最高裁判所はジェンダー平等に対する取り組みが長官主導でなされてきた実績がある⁽¹¹⁾だけでなく、裁判所職員の多様性への配慮も優れていた⁽¹²⁾ことが印象に残っている。

2022年の国際会議は、この組織の設立時から深くかかわってきたカナダが開催国となった。カナダは、連邦最高裁判所のもとに、国立司法研修所を設けて、充実したプログラムを提供している。カナダは二元的法制度の国であり、言語も二元的であり、住民の構成も多様性に富む。米国におけるフェミニズム法学の発展、司法制度における性差別の告発とそれを受けた裁判所

(8) 司法教育、ピアレビューを主とする評価、判例だけでなく考え方や情報をまとめたベンチブックがセットで提供され、それらに透明性と公開性があること。

(9) これについては南野（2014）参照。

(10) https://ncfsc-web.squid.cloud/_data/assets/pdf_file/0014/6152/2017-principles.pdf
2022年12月20日最終アクセス

(11) 三輪敦子（2012）参照

(12) 裁判所内での裁判官・職員に対する調査においては、調査票の性別記載欄は自由記述であり、多様な回答がなされると職員が笑顔で語っていた。

による調査・改革と連動する形で、フェミニズム法学から法学教育に大きな影響を与えた。とりわけ、司法教育における必須項目である社会的文脈理解プログラム (Social Context)⁽¹³⁾を確立してきたのがカナダである。⁽¹⁴⁾カナダらしいテーマ設定とプログラム構成であった。

2. 2022年国際会議の概要

オタワで開催された2022年国際司法教育会議の概要を以下にまとめる。プログラム資料は、一般に公開されており、誰でも見ることができる⁽¹⁵⁾。日程は2022年10月30日から11月3日の5日間、カナダの首都オタワの中心部の、国会や最高裁判所から徒歩数分のホテルを会場として、カナダ国立司法研修所の主催で実施された。

参加国は、名簿に記載があるものは、53カ国、参加者は256人で、裁判官と司法教育機関代表者がほとんどを占めるが、研究者等も参加している。⁽¹⁶⁾

今会議のテーマは効果的な司法教育：「弱者」を理解する (Effective judicial Education: Understanding Vulnerable Populations) であり、その趣旨は以下のようにプログラムに記載されている。

市民が法の支配に確信を持つためには、裁判所において自分たちが公正に、敬意をもって、かつ自分の状況と身の回りの状況への適切な配慮をもって処遇されると知っていることが必要である。裁判官は敬意のある法廷の創出と公正な手続の確保において中心的な役割を果たす。…裁判官が法だけでなく法廷の人びとの多様な現実と状況および管轄地の共

(13) 前出注(9)「司法教育原則に関する宣言」第8条

(14) この歴史的経緯については、南野 (2012) に詳しい。

(15) <https://iojt2022.nji-inm.ca/index.cfm/iojt-agenda/>
2022年12月20日最終アクセス

(16) この名簿は、参加者にのみ公開されているが、名簿への登載は任意であり、全員が掲載されているとは限らないため、参考値である。

同体と社会の完全な文脈（context）を理解することを支援する研修に焦点を合わせる。⁽¹⁷⁾

プログラムでは、全体会合で問題意識の共有や特別なゲストなどのスピーチが企画され、以下のような全体会合と個別セッションが行われた。

(1) 全体テーマのキーワードが冠されたもの

- 10月31日 脆弱性へのレンズ 人身取引の文脈における脆弱性の理解
脆弱性へのレンズ 戦時の裁判：裁判官の脆弱性
弱者のコミュニティのための司法アクセス問題を裁判官に教える
- 11月1日 弱者としての裁判官 精神保健と安全の手段を提供する
- 11月2日 脆弱性へのレンズ 気候変動がいかに裁判官の仕事に影響するか
弱者としての裁判官 アフガニスタンの女性裁判官の経験
- 11月3日 犯罪加害者と被害者の脆弱性 事実審と量刑における裁判官の役割
「弱者」の社会的文脈を裁判官に教える

これらにおいては、脆弱性をキーワードとして、裁判官も含めて誰でもが「弱者」の立場におかれうること、弱者の置かれた立場を理解すること、その背景を知ることの重要性と、それらを裁判官にどのように教育することができるかについて、各国・地域の研修所のカリキュラム構築、教授法や教材の開発における実践が共有された。また、ウクライナ侵攻において裁判官が拉致や殺害の標的となったことや、アフガニスタンでの女性裁判官の経験の共有がなされた。さらに、世界的に喫緊の課題である気候変動への対応が、上記のほかに、「気候変動訴訟に備える 裁判官のための気候科学と森林破壊に関する教育と情報ツール」として個別セッションが行われた。このように、時事的問題についても、裁判官の実務にかかわる研修として組み込まれていることから、世界の危機に機敏に対応することも重視されていることが分かる。

(17) 前出注(15) 1頁

る。

(2) 権力関係における弱者についての研修

- 10月31日 女性と子どもに対する暴力についての司法教育
ジェンダー・アイデンティティ 法廷における適切な行動能力
人身取引事件審理のための研修モジュールの開発
カナダにおいて先住民の法と文化を法廷と司法教育の教室に導入する
- 11月1日 心の傷に配慮する (trauma-informed) 判決行動
職場のハラスメントといじめに関する、裁判官のための専門的研修
司法と人身取引 裁判所職員がどう貢献できるか
家庭内虐待 (Domestic Abuse) に関する司法教育のデザイン
性犯罪と性犯罪被害者についての司法教育
家事事件処理を再想像する (子どものための脳科学的知見導入)
- 11月2日 子どもの権利擁護
性暴力事件における言葉遣い

子ども、女性、文化的・民族的少数者、ジェンダーにかかわる研修では、多くの場合、裁判官という一定以上の資源がなければなりえない地位にある人びと一司法試験に合格して、弁護士としての実務経験を積み、裁判官になる場合でも、法官学校に合格して研修後の試験に合格し、法官・裁判官としてキャリアを積む場合でも一が、経験することの少ない、マイノリティの立場にある人びとの視点と、社会の多数派にあるそれらの人びとへに対するステレオタイプや思い込みを学ぶ機会を提供するためのプログラムの紹介や、参加型での実習を行うセッションである。多様性の尊重と包摂的社会の実現に必要なプログラムとして、多くの国々が研修の充実と更新に努力していることが分かる。

(3) カリキュラム、教授法、教育効果などについての研修⁽¹⁸⁾

- 10月31日 教授法のイノベーション：ベンチブックから戦略的計画まで—
この3年間の教訓
ブラジルにおける司法研修：法的分析ラボと革新的教授法
テクノロジーと法廷・教室における影響
デジタル時代の表現の自由、情報アクセスとジャーナリストの
安全についての司法関係者に対する研修からの教訓
司法教育における司法関係者のウェルネスの強調
- 11月1日 各地域におけるプログラム構築と研修のイノベーション（地域
別セッション）
裁判官に科学を教える
ゲーム化とその他の革新的教授技術
covid-19 パンデミックが司法教育に与えた影響
気候変動訴訟に備える：裁判官のための気候科学と森林破壊に
関する教育と情報ツール
- 11月2日 大人の学習者としての裁判官
革新的教授法モデル
学んだことを使う動機づけの方法とは？職場での教育の影響力
を予測する質問票調査（を司法教育に適用する）
革新的研修方法論：未来へ踏み込む
テクノロジーを使用した効果的な司法教育
ヴァーチャル教育：パンデミックの間の教訓
- 11月3日 司法コミュニティと司法教育
オンラインプラットフォームを通じた司法研修の教授法と難問
司法教育の10原則について検討する地域別セッション

(18) (1) 脆弱性と (2) 権力関係に係る研修にも、教育方法に関するテーマを取り上げて
いるセッションもあるが、ここでは教育方法に特化したテーマのセッションを集めて
いる。

これらのセッションでは、この3年間の covid-19 パンデミックによる司法教育の現場への影響が顕著である。もちろん、それ以前にも提供されていたオンライン教材による自主研修に加えて、オンラインでの双方向研修の方法や、意見・情報交換の場を充実させる試みがなされ、成果を共有しようとするセッションが多く見られた。また、これからますます関連する訴訟件数が増えるとみられる気候変動や情報化社会、そして社会的に重視されてきている職場でのウェルネスについても、取り扱っている。内容や方法における更新が素早く行われ、社会の変化に対応しようと努力していることが見て取れる。

地域別のセッションでは、地域内の司法教育の課題や、各国の取組を紹介し情報を共有した。また、最終日の地域別セッションでは、司法教育の10原則のうち、研修の内容と方法論に関する原則から、第9条と第10条⁽¹⁹⁾について、地域の課題を検討し、引き続き行われた全体会で、組織的対応の提案を行った。地域ごとの課題を共有し、全体で連携して解決することで司法教育の普遍的な水準を達成していこうとしている。

3. 参加したプログラムの紹介

ここでは、筆者が参加したプログラムのうち、ジェンダーにかかわるテーマで行われたセッションを3件取り上げて、簡単に内容を紹介したい。時間帯が重なって、ジェンダーにかかわるテーマを掲げるセッションすべてに参加することができなかったのは残念であったが、セッションの量・質ともの充実ぶりは、ジェンダー平等の実現に資する、ジェンダー公正な裁判のため

(19) 第9条 研修は、研修指導のための研修を受けた裁判官によって、主として指導され実施されるべきである。研修実施には、ふさわしい場合、裁判官以外の専門家が関与することができる。第10条 司法研修は専門職および成人むけの研修プログラム設計における最善の実践を反映すべきである。司法研修は幅広く最新の方法論を採用すべきである。

原文は前出注(10)

の司法教育は、世界的にも重要なテーマであることを示しているといえる。

(1) 女性と子どもに対する暴力についての司法教育

パネリストはアイルランド、チェコ、マラウィからで、それぞれの報告の要点は以下のようなものである。

アイルランドの司法評議会（司法教育機関）の司法教育研究担当裁判官は、刑事証拠法（1992年制定）および刑事司法（犯罪被害者）法（2017年制定）に基づき、脆弱な証人について焦点をあてて報告した。この2法は、証人に支援、情報、保護を提供する。保護については、審理過程で不要なトラウマを受けさせないこと、被告人からの保護、傍聴者など個人の退廷などの措置があり、これらの必要性のアセスメントが義務付けられている。⁽²⁰⁾ 同法にかかわる司法教育では、第一に、二次加害の防止、第二に脆弱な証人とはだれか、明白な特徴とそうではないものがあることを理解し、法廷において、なにが脆弱な証人に対して損傷を与えうるのかを説明する。遅延だけでなく、証人によって問題は異なることがありえ、それらの中には、反対尋問、当該証人へのみかかわる争点、言語の壁、情報不足、それらの複合でありうることを学ぶ。規定に基づき、プレトリアルを含む審理において裁判官が行うべき手続に関する事項、法廷において証人に対して「配慮」としてできる具体的行動⁽²¹⁾を示し、それらは最善の証言を得るためであることが確認される。判例上も、介入は必要と認められている。

教室では、ロールプレイを何度か行うことで、人によってやり方が変わることが分かる。目的は、被告人に不公平にならないように、被害者をどう助

(20) これらの措置は、EU評議会の勧告（Recommendation Rec（2006）8 of the Committee of Ministers- assistance to crime victims）、指令（The Victims' directive）、および国連の宣言（Basic Principles of Justice for Victims of Crime）に基づく。

(21) 座席の配置、リモートの場合は機器の確認、声の調子、目を合わせる、自己紹介をする、審理の状況説明、説明が理解できているか（休憩したいところはどうか、分からない時はどうすればいいか）を確認する。声を上げるより手を上げる方が簡単との助言もある。

けるかが焦点であるため、法的定義などは教室では扱わない。要点としては、「人当たりのよさ」と公平は両立する。被害者のグループから、裁判官は「やさしく」とか、「にっこり」はしなくてよい、公平であってほしいと望んでいるということ、刑事裁判官は大きな驚きをもって学ぶ。ロールプレイでは、俳優に被害者役をしてもらい、どう感じたかをフィードバック（「サポートされていないと感じた」など）してもらおう。

EUおよび国連の基準に従い法制度が整えられ、判例もあり、この種の事柄に対して研修が必要であることについては確固たる共通認識がある。目的は、「最善の証言」であり、裁判で追及されるべき価値理念を裏付けとしている。国として被害者に対して公平な手続を実現しようとして取り組んでいることが分かる。

チェコで性暴力に関する研修の教官をしている弁護士は、性暴力被害者支援団体を組織し、被害者支援に携わってきた。報告では、刑事裁判では被害者は「保護」されているが、同じ当事者たちが家庭裁判所では小さな法廷で対面せねばならないことがある。裁判官には義務的研修はなく、個人の研鑽であり、「自己責任」であるため、被害者への保護や処遇について研修を受けたことがなくても裁判をすることができることを問題であると考え、司法に働きかけた結果、被害者にかかわる可能性のある裁判官について、研修を義務化した。講師がいないというので、自分が行うことを申し入れ教官をしている。研修においては、DVと性暴力にかかわる刑事事件判決において、理不尽に減刑され、ほとんどが執行猶予になることを明らかにすること、裁判官と検察官が、DVと性暴力が被害者（性暴力被害者の6分の1が女兒、8分の1が男児）の人生にどれほどの影響を及ぼすのか、社会全体にいかにか負の影響をもつのかを理解することを目的としている。

チェコの研修は、被害者支援団体の代表としての弁護士による研修であり、市民団体の協力によって実現している。

マラウイの裁判官による報告では、オンサイトで研修を行っている。文脈

に即さない (not contextualized) 研修は、研修にはならない。なぜなら、教室で「やる気満々」で学んでも、実行されないからである。プログラムはあっても、すべてを包摂することはできないため、それぞれの具体的被害者の状況は分からない。よって、トレーニング後のサポートをいかに実現するかが重要であるとのことであった。憲法訴訟を憲法専門家が担当するのは当然視されるのに、性暴力の裁判をジェンダー専門家が担当するのはおかしい（「不公平」）といわれることこそが問題であると指摘した。

(2) 家庭内虐待 (Domestic Abuse) に関する司法教育のデザイン

このセッションは、イングランドとウェールズの司法研修所 (Judicial College) 裁判官により、IOJT の司法教育原則に則った教育研修の位置づけ、実施方法、教材についての工夫の紹介のあと、参加者はテーブルごとに課題をディスカッションして結論を全体で共有したり、会場内を移動して初対面の人とペアや3、4人でディスカッションして、結果を全体で共有し、最後に、各自の国で、研修を変えていくために何が必要かをノート付箋に記入し、貼り付けて退出という進行であった。徹底した参加型で、議論の時間を短く区切るほか、ファシリテーター（専門家）が会場を巡回して補助を行っていた。能動的な関与が求められたため、内容が記憶される期間が長いと思われる。帰国後の司法教育改善に結び付けばよいという意図が感じられた。

IOJT の司法教育原則の8条、9条、10条の内容を確認した。⁽²²⁾ DV に対して、各隣接領域からアプローチし、それらは刑法、家族法、より広い管轄のかかわること、裁判所、審判、確立された法理 (“Black Letter” Law)、態度の変容、異なる傍聴者などから検討することを提示した。教材のデザインとして、DV の認定にかかわる困難のひとつとして、心理的虐待と支配は、身体的・物理的暴力や虐待と比べて、その暴力性、被害者の感じる恐怖、支

(22) 8条 司法の役割の複雑さを認め、司法研修は多領域にかかわる (multidisciplinary) べきであり、法、法以外の知識、スキル、社会的文脈、価値観と倫理の研修を含むべきである。9条、10条については前出注(19)。原文は前出注(10)

配(権力性)が理解されにくいことが指摘された。それに対応するために、「演劇」(theatre)を活用することにして作成したという映画を視聴した。一連の数分の動画からなる教材は、DV被害者の視点から、加害者の「優しい言葉」、「気遣い」、決して暴力的ではない「あたたかい」(しかし予期も希望もしていない)身体的接触により、恐怖を感じ、自由を奪われ、追い詰められていく様子がありありと描かれていた。個人的には物腰の柔らかい夫の妻に対する支配のあり方が非常に怖かったが、研修を受けた裁判官たちも、徐々に自由を奪われ、支配が徹底されていく、暴力を体験するという。シナリオ、演出、出演、撮影、編集、音楽、字幕など、非常に製作予算がかかる教材であることは、素人目にも分かったが、これだけの資源を投入しても行うべき研修であり、DV事案の公平な取り扱いは司法が真剣に追及すべき課題であるという確信が示されていた。この研修を受けて、実際の法廷での裁判官の取るべき言動は、「平等取扱いベンチブック」(Equal Treatment Bench Book)²³⁾として、最新版ができたばかりであるので、HPに公開しているのでぜひ参照してほしいとの補足があった。

質疑応答に続くディスカッションにおいては、以下のような課題が与えられた。

グループ討論1

- *あなたの管轄地では現在DVについての司法研修を行っていますか。
- *そのような研修を行っている場合は、
 - ・司法研修所は現在DVに関する研修をどのような方法で行っていますか。
 - ・その研修はどのくらい効果がありますか。
 - ・なにかうまく作用しているのでしょうか。
- *このような研修の開発や実施において、どのような難題を経験しました

²³⁾ https://www.judiciary.uk/wp-content/uploads/2022/09/Equal_Treatment_Bench_Book_July_2022_revision.pdf 2023年1月10日最終アクセス

か／現在していますか／しそうですか。

グループ討論2

* DVについての司法研修のアプローチは、どうすれば改善できるでしょうか。

* 司法研修所間の協働の機会はどのようなものでしょうか。

このグループ討論によって、他国の研修を見て感心(?)しているだけでなく、自国の研修の内容や方法の改善や多国間協力を検討することを各参加者が、自国の研修について考え始めることまでを視野に入れた、「野心的」なセッション構成であった。

(3) 性犯罪と性犯罪被害者についての司法教育

パネリストはカナダ、日本、イスラエルからで、それぞれの報告の要点は以下のようなものである。

カナダの裁判官がボリビアでの法整備支援における性犯罪の刑事司法の問題点を、市民法とコモンローの刑事司法制度の違いを交えて説明した。不処罰、刑事手続の遅れ、司法の独立が確立されていないこと、犯罪の認知から刑事司法制度そして社会復帰支援（ソーシャルワーク）への接続が寸断されていることなどを指摘した。そのような状況では、特に子どもの性被害は表に出てこないため、刑事司法プロセスにあがってこないという困難があることを報告した。

日本の司法研修所の教官は、性犯罪被害者がなぜ刑事手続を回避するのかについて、文化的な要因によって届出をためらうこと、捜査過程での被害（二次加害）、判決に失望していること（無罪、有罪でも軽すぎる量刑）を説明した。裁判官は適切な事実認定をするために被害者心理を知ること、被害者に配慮した審理を行うために被害者の心情を知ることが必要であると指摘した。そのうえで、実施している司法教育について、裁判官の実務における熟練（OJT）、定期的な同僚との意見交換、司法研修所の実施する研修への参

加をあげた。司法研修所では、性犯罪被害者の精神状態、被害時の行動などについて理解を深めるため、専門家による講義と部総括裁判官が進行する裁判官同士の討論を行う研修が2017年から始まり、毎年継続していること、今後も続ける予定であることが報告された。裁判官が最新の知見をえること、海外の研修を学ぶことが今後の課題としてあげられた。

イスラエルの裁判官は、性犯罪がそもそも警察に届出られない（約6%と推計）こと、届け出があっても裁判になる率が低い（15 - 20%）ことを問題として指摘し、性犯罪を公表することのもつ社会的公共的意義を説明した。すなわち、犯罪を表ざたにすることを促す、法執行機関への信頼を増大させる、犯罪被害者の承認ニーズに対応する、追加的被害防止のために必要である。これらの課題に対して、省庁横断的委員会を最高裁判所長官と法務省の主導の下で組織し、性犯罪サバイバーに対する法執行機関全体での処遇—警察への届出、検察と裁判所、仮釈放まで—についての対応策を検討した。目的は、性犯罪被害者のニーズの特徴を特定すること、なぜほとんどの性犯罪被害者は刑事司法を回避するのかを理解すること、性犯罪被害者にニーズに応じた十分な解決を提供する方法を見出すことである。その方法は、43時間の集中的会合で、性犯罪サバイバー、その家族、専門家、当該分野にかかわる団体の代表者との会談、情報・意見・提案の収集、判決文、論文、法案、比較法文献を含む広範な資料の検討である。その結果、法的過程を通じて、性犯罪被害者に対してニーズに合わせた解決を提供できるように改善が必要であること、サバイバーの法廷での地位を強化し能動的な役割を果たすことができるようにすること、性犯罪事件におけるガイドラインの適用とサバイバーの個人としての処遇が強調されるべきこと、法の規定と実際の執行には相当な乖離があることが明らかとなった。対応策として、ガイドラインの追加修正がなされた。カギとなる勧告は、サバイバーのニーズに法過程を適合させ、勧告が求める変化の実行を確保するための裁判官の研修と学習制度の変更である。

法過程は性犯罪被害者にとっての重要性を、手続的正義について、法過程への満足度は結果よりも手続における官憲の振る舞い（manners）にあり、声を聴かれること、中立性、尊敬、信頼がサバイバーにとって重要な4原則であると示している。法過程を改善することで達成できる目標として、サバイバーの経験の改善、サバイバーのウェルビーイングに資する審理の雰囲気、サバイバーの能動的な参加、専門家としての満足感と目的意識の向上、法制度への信頼の改善を上げている。この改革の結果として、委員会の勧告は受容され実行されたこと、研修と教育を通じて変化を浸透させていくことによって、刑事司法手続における性犯罪被害者の処遇と権利擁護に根本的な変容をもたらし、司法制度における変容は、不利な立場におかれた人びとの処遇についてのより広い社会的変化の触媒となりうると報告している。^{②4}

このセッションでは、どの国も、性暴力事件の被害届の少なさ（暗数の多さ）や、被害者に関する理解の必要性とその研修の重要性が共有されていた。対策がさまざまに講じられていて、進んでいると思われる国においても、まだまだなすべきことが多い領域であることが、コーディネータからも指摘され、国際的な協働の重要性が確認されていた。

4. おわりに

以上、第10回国際司法教育会議の報告として、テーマとプログラムの概要、重点的に参加したセッションのうち、とくに3件を取り上げて紹介した。最後に、研修そのものの内容や方法ではないが、重要と思われることについて若干述べて結びとしたい。

(1)、(2)、(3) どのセッションにおいても、性暴力についての研修が非常に充実していると思われた国々に共通することは、相当な資源が投入されて

^{②4} これら以外の研修については、紙幅の都合上、別稿を期したい。そこでは、(4) 性暴力事件における言葉遣い、(5) 「弱者」の社会的文脈を裁判官に教えるを取り上げて報告する。

いることである。(1) のアイルランドでは、国際的基準 (EU、国連) に基づき、国内法が整備され、判例があり、それら法的基礎づけのうえに、具体的に詳細な助言が行われている。それは、政府全体としての取組の結果であるといえる。(3) のイスラエルでは、司法対応を改善し法への信頼を守るために、省庁横断的に取り組み、改革している。つまり、司法だけの問題ではなく、国の重要な課題として、性暴力被害者に公平な司法であるにはどうすべきかを検討して枠組みを作り、実行している。(2) のイングランド・ウェールズの司法研修所は、その教育方法にも、IOJT の司法教育原則 10 条が、非法律家のファシリテーターの参加も含めて誠実に反映されているのだが、とくに教材開発にかけられた資源 (資金、人材、時間) は多大であることが明白である。予算措置がなされる前提として、問題の重要性について政府・国民に共通認識があるはずである。

これらの国々の司法部の予算、人員の構成と規模などを裏付けとして調査することは、ここではできなかったが、統治機構の一つであり、少数者の権利を守る機関としての司法の、その国での位置づけや市民からの信頼が、リソースにも反映されているのではないか。

他方、(1) のチェコの事例は、国が、あるいは司法が、そのようなリソースを持っていない課題について、市民との協働によって補い、充実した研修を行う可能性を示している。ここには、政府の外にある市民活動—当事者の経験の共有と被害者視点の支援—が蓄積してきた知見というえがたい資源を、司法がとりあげて研修に活かすことができることが、もうひとつの選択肢として示されている。

日本の司法は、潤沢な人的資源と予算をもたない⁽²⁵⁾。それが政府の政治的判断によるものであってもなくても、性暴力は発生しており、司法は対応しなければならない。どことどう関係を構築し、教育において協力することができるのか。国際的協力も、国内的協力も、活用する選択肢にあってよいだ

(25) 西川 (2020) 参照

ろう。司法過程において被害者に二次加害をすることは許されないし、手続において被害者は尊厳を保った処遇をうけねばならない。司法過程は、生身の人間がかかわり、言葉で遂行されるゆえに、その場にいる関係者、とくに裁定する立場にいる裁判官は、その態度、目線、声、表情、すべてが当事者にとって法のプロセスとして経験され、法への信頼に大きな意味を持つ。だからこそ、司法教育は、行動変容のための、少なくとも機会を提供するものでなければならない。

参考文献

- 西川伸一（2020）「司法制度改革で提唱された裁判官増員はどうなったのか」法社会学 86号 143 - 154 頁 日本法社会学会
- 南野佳代（2012）「司法におけるジェンダーバイアスへの取組みと司法教育」法社会学 77号 107-133 頁
- 南野佳代（2014）「法曹継続教育とジェンダー」『ジェンダー法研究』1号 43 - 74 頁 信山社
- 三輪敦子（2014）「フィリピンにおける法曹継続教育」南野佳代編著『法曹継続教育の国際比較』151 - 183 頁 日本加除出版

IOJT 資料 <https://www.iojt.org/> 2022 年 12 月 22 日最終アクセス

Judicial College Equal Treatment Bench Book https://www.judiciary.uk/wp-content/uploads/2022/09/Equal_Treatment_Bench_Book_July_2022_revision.pdf 2023 年 1 月 10 日最終アクセス